令和８年　第 14 回　福岡市東区選挙管理委員会

令和８年 10 月 20 日（火）

【　議　題　】

１　議案第 57 号　選挙人名簿から抹消する者について

２　議案第 58 号　在外選挙人名簿から抹消する者について

３　議案第 59 号　在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

４　議案第 60 号　福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の
掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

５　議案第 61 号　福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の
掲載順序を定めるくじの方法について

６　議案第 62 号　福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

７　議案第 63 号　福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

８　議案第 64 号　福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の
変更について

９　議案第 65 号　福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び
その職務代理者の選任について

10　議案第 66 号　福岡市長選挙における投票所の指定について

11　議案第 67 号　福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

12　議案第 68 号　福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び
日時について

13　議案第 69 号　福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

【 報 告 事 項 】

1　福岡市南区選挙管理委員会委員の退職及び就任(補欠)について

＜ 次　回 ＞

委員会　　令和８年 10 月 31 日（土）午前 10 時 00 分～

議案第 57 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　抹消する者の数		1,109 人
内訳	死亡者	348 人
	市外転出者	761 人
２　抹消する者の氏名等		別紙のとおり
３　抹消年月日		令和８年 10 月 20 日

（根拠）

・公職選挙法第 28 条第１号及び第２号の規定による。

（登録の抹消）
第二十八条
　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
二　前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
三　第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
四　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。
※前条第一項の規定
（表示及び訂正等）
第二十七条
　（一部略）市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

参考①

令和８年10月20日　投 票 区 別 抹 消 者 数 一 覧

投票区		死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出第一	1	3	4	17	9	26	18	12	30
2	馬出第二	1	2	3	13	7	20	14	9	23
3	箱崎第一	3	6	9	11	26	37	14	32	46
4	箱崎第二	4	2	6	11	8	19	15	10	25
5	箱崎第三	4	3	7	15	13	28	19	16	35
6	筥松第一	5	3	8	15	15	30	20	18	38
7	筥松第二	5	1	6	16	17	33	21	18	39
8	筥松第三	4	4	8	11	11	22	15	15	30
9	松島第一	3	3	6	12	11	23	15	14	29
10	松島第二	5	6	11	10	6	16	15	12	27
11	名島第一	3	7	10	10	8	18	13	15	28
12	名島第二	5	6	11	9	5	14	14	11	25
13	千早	4	0	4	9	14	23	13	14	27
14	千早西	2	6	8	5	12	17	7	18	25
15	香陵	0	5	5	2	3	5	2	8	10
16	香椎浜	2	8	10	4	3	7	6	11	17
17	城浜	5	4	9	1	3	4	6	7	13
18	舞松原第一	1	1	2	5	4	9	6	5	11
19	舞松原第二	3	7	10	9	10	19	12	17	29
20	若宮第一	8	10	18	8	4	12	16	14	30
21	若宮第二	2	1	3	4	3	7	6	4	10
22	香椎第一	3	4	7	12	9	21	15	13	28
23	香椎第二	3	4	7	12	17	29	15	21	36
24	香椎下原第一	5	2	7	6	1	7	11	3	14
25	香椎下原第二	4	6	10	12	9	21	16	15	31
26	香椎東第一	6	5	11	5	9	14	11	14	25
27	香椎東第二	4	4	8	6	4	10	10	8	18
28	香住ヶ丘第一	3	5	8	18	19	37	21	24	45
29	香住ヶ丘第二	3	3	6	4	5	9	7	8	15
30	和白第一	4	3	7	8	10	18	12	13	25
31	和白第二	2	3	5	4	7	11	6	10	16
32	三苫	4	2	6	6	6	12	10	8	18
33	奈多第一	5	8	13	1	4	5	6	12	18
34	奈多第二	1	1	2	0	2	2	1	3	4
35	美和台第一	3	5	8	9	2	11	12	7	19
36	美和台第二	6	11	17	10	7	17	16	18	34
37	和白東第一	5	5	10	5	4	9	10	9	19
38	和白東第二	4	2	6	14	9	23	18	11	29
39	西戸崎第一	0	4	4	4	3	7	4	7	11
40	西戸崎第二	0	1	1	1	2	3	1	3	4
41	志賀第一	0	1	1	0	0	0	0	1	1
42	志賀第二	0	3	3	0	0	0	0	3	3
43	志賀第三	0	0	0	1	0	1	1	0	1
44	照葉第一	2	1	3	14	10	24	16	11	27
45	照葉第二	1	0	1	9	9	18	10	9	19
46	多々良第一	6	5	11	21	8	29	27	13	40
47	多々良第二	1	3	4	4	1	5	5	4	9
48	八田	8	0	8	4	2	6	12	2	14
49	青葉第一	3	7	10	7	9	16	10	16	26
50	青葉第二	2	4	6	3	4	7	5	8	13
合計		158	190	348	397	364	761	555	554	1,109

議案第 58 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　抹消する者の数　　３人

内訳　　住民票が新たに作成された後４箇月を経過した者　３人

２　抹消する者の氏名等　　別紙のとおり

３　抹消年月日　　令和８年10月20日

（根拠）
・議決　公職選挙法第 30 条の 11 第１号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）
　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
　一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
　二　前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。
　三　在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。
※前条第一項の規定
第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）
　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 59 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
　１人

２　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
　別紙のとおり

３　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
　令和８年10月20日

（参考）
R8.10.20 委員会終了後の
在外選挙人登録数（東区）
男　　39 人　　女　　106 人
計　　145 人

（根拠）
・議決　　公職選挙法第 30 条の６第２項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）
２　市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定
第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）
４　（省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

参考②

選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 調 べ

投票区		令和８年９月１日現在 登録者数			令和８年10月20日 抹消			移替 抹消			移替 登録			令和８年10月20日 在外移転者数			令和８年10月20日 登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出第一	2,760	3,134	5,894	18	12	30	17	29	46	10	19	29	0	0	0	2,735	3,112	5,847
2	馬出第二	2,254	2,398	4,652	14	9	23	12	9	21	9	9	18	0	0	0	2,237	2,389	4,626
3	箱崎第一	2,739	3,216	5,955	14	32	46	12	24	36	14	15	29	0	0	0	2,727	3,175	5,902
4	箱崎第二	3,164	3,145	6,309	15	10	25	12	19	31	12	11	23	0	0	0	3,149	3,127	6,276
5	箱崎第三	2,810	3,288	6,098	19	16	35	19	12	31	11	12	23	0	0	0	2,783	3,272	6,055
6	筥松第一	3,105	2,810	5,915	20	18	38	23	18	41	20	13	33	0	0	0	3,082	2,787	5,869
7	筥松第二	3,919	4,007	7,926	21	18	39	30	34	64	29	30	59	0	0	0	3,897	3,985	7,882
8	筥松第三	3,248	2,969	6,217	15	15	30	14	16	30	32	27	59	0	0	0	3,251	2,965	6,216
9	松島第一	3,115	2,643	5,758	15	14	29	16	17	33	13	11	24	0	0	0	3,097	2,623	5,720
10	松島第二	3,375	3,480	6,855	15	12	27	8	17	25	14	6	20	0	0	0	3,366	3,457	6,823
11	名島第一	4,585	5,034	9,619	13	15	28	17	19	36	15	16	31	0	0	0	4,570	5,016	9,586
12	名島第二	1,927	2,128	4,055	14	11	25	5	7	12	61	56	117	0	0	0	1,969	2,166	4,135
13	千早	4,148	5,190	9,338	13	14	27	15	13	28	17	20	37	0	0	0	4,137	5,183	9,320
14	千早西	3,716	4,481	8,197	7	18	25	24	33	57	12	18	30	0	0	0	3,697	4,448	8,145
15	香陵	2,207	2,637	4,844	2	8	10	9	5	14	2	6	8	0	0	0	2,198	2,630	4,828
16	香椎浜	2,909	3,772	6,681	6	11	17	7	7	14	10	7	17	0	0	0	2,906	3,761	6,667
17	城浜	943	1,466	2,409	6	7	13	6	6	12	3	3	6	0	0	0	934	1,456	2,390
18	舞松原第一	1,786	2,054	3,840	6	5	11	6	9	15	6	7	13	0	0	0	1,780	2,047	3,827
19	舞松原第二	2,234	2,691	4,925	12	17	29	19	16	35	6	9	15	0	0	0	2,209	2,667	4,876
20	若宮第一	2,454	2,692	5,146	16	14	30	8	11	19	12	16	28	0	0	0	2,442	2,683	5,125
21	若宮第二	1,422	1,498	2,920	6	4	10	8	7	15	2	1	3	0	0	0	1,410	1,488	2,898
22	香椎第一	2,862	3,188	6,050	15	13	28	14	8	22	9	8	17	0	0	0	2,842	3,175	6,017
23	香椎第二	2,571	3,014	5,585	15	21	36	10	17	27	6	14	20	0	0	0	2,552	2,990	5,542
24	香椎下原第一	1,697	1,635	3,332	11	3	14	4	2	6	8	4	12	0	0	0	1,690	1,634	3,324
25	香椎下原第二	4,805	4,389	9,194	16	15	31	23	22	45	18	11	29	0	0	0	4,784	4,363	9,147
26	香椎東第一	2,974	3,211	6,185	11	14	25	8	11	19	16	13	29	0	0	0	2,971	3,199	6,170
27	香椎東第二	2,404	2,697	5,101	10	8	18	7	8	15	3	2	5	0	0	0	2,390	2,683	5,073
28	香住ヶ丘第一	4,736	4,649	9,385	21	24	45	22	17	39	25	22	47	0	1	1	4,718	4,629	9,347
29	香住ヶ丘第二	2,384	2,760	5,144	7	8	15	11	10	21	8	7	15	0	0	0	2,374	2,749	5,123
30	和白第一	2,518	2,650	5,168	12	13	25	10	8	18	9	5	14	0	0	0	2,505	2,634	5,139
31	和白第二	2,801	3,257	6,058	6	10	16	14	15	29	9	15	24	0	0	0	2,790	3,247	6,037
32	三苫	3,602	3,900	7,502	10	8	18	11	6	17	16	15	31	0	0	0	3,597	3,901	7,498
33	奈多第一	2,370	2,676	5,046	6	12	18	6	12	18	8	15	23	0	0	0	2,366	2,667	5,033
34	奈多第二	1,172	1,363	2,535	1	3	4	2	3	5	2	2	4	0	0	0	1,171	1,359	2,530
35	美和台第一	2,917	3,352	6,269	12	7	19	1	2	3	3	4	7	0	0	0	2,907	3,347	6,254
36	美和台第二	3,235	3,775	7,010	16	18	34	5	8	13	6	10	16	0	0	0	3,220	3,759	6,979
37	和白東第一	2,613	2,808	5,421	10	9	19	5	4	9	8	8	16	0	0	0	2,606	2,803	5,409
38	和白東第二	2,459	2,684	5,143	18	11	29	5	6	11	4	5	9	0	0	0	2,440	2,672	5,112
39	西戸崎第一	1,785	2,026	3,811	4	7	11	9	3	12	3	4	7	0	0	0	1,775	2,020	3,795
40	西戸崎第二	598	651	1,249	1	3	4	1	4	5	2	1	3	0	0	0	598	645	1,243
41	志賀第一	398	464	862	0	1	1	1	0	1	0	4	4	0	0	0	397	467	864
42	志賀第二	65	93	158	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	90	155
43	志賀第三	97	103	200	1	0	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	97	104	201
44	照葉第一	2,568	2,820	5,388	16	11	27	7	9	16	11	8	19	0	0	0	2,556	2,808	5,364
45	照葉第二	2,874	3,187	6,061	10	9	19	8	8	16	8	8	16	0	0	0	2,864	3,178	6,042
46	多々良第一	5,132	4,546	9,678	27	13	40	22	14	36	31	26	57	0	0	0	5,114	4,545	9,659
47	多々良第二	1,007	1,170	2,177	5	4	9	4	5	9	5	3	8	0	0	0	1,003	1,164	2,167
48	八田	2,511	3,110	5,621	12	2	14	8	8	16	10	14	24	0	0	0	2,501	3,114	5,615
49	青葉第一	2,530	2,999	5,529	10	16	26	7	4	11	3	3	6	0	0	0	2,516	2,982	5,498
50	青葉第二	1,915	2,166	4,081	5	8	13	5	5	10	9	10	19	0	0	0	1,914	2,163	4,077
合計		128,420	140,076	268,496	555	554	1,109	517	547	1,064	551	554	1,105	0	1	1	127,899	139,528	267,427

議案第 60 号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　場所　福岡市東区箱崎二丁目54番1号
　　福岡市東区選挙管理委員会事務局
２　日時　令和８年 11 月１日　午後６時から

（根拠）
・議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。
・告示　　公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第３項

公職選挙法
第百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）
　市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、（略）その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（略）の掲示をしなければならない。
３　第一項の掲示の掲載の順序は、（略）くじで定める順序による。

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程
第三十五条（掲示の順序のくじ）
３　市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第百七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第 61 号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、２段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
２　くじの方法は、次のとおりとする。
⑴　候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
⑵　くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第１とし、２番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第２とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

（根拠）
・議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。

第百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）
市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、（略）その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（略）の掲示をしなければならない。
３　第一項の掲示の掲載の順序は、（略）くじで定める順序による。

議案第 62 号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

ポスター掲示場の設置場所
別紙のとおり

（根拠）
・議決及び告示　　公職選挙法第144条の２の規定による。

公職選挙法
第百四十四条の二（ポスター掲示場）
衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（略）の掲示場を設けなければならない。
４　市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
1　馬出第一	1-1	福岡市東区馬出一丁目12番27号	馬出小学校正門横
	1-2	福岡市東区馬出一丁目21番２号	馬出東市営団地２棟フェンス
	1-3	福岡市東区馬出五丁目12番	道具山神社横
	1-4	福岡市東区馬出二丁目１番	九大医学部東門横（あかり薬局前）
	1-5	福岡市東区馬出一丁目５番	東公園・球技広場前
	1-6	福岡市東区馬出五丁目21番	馬出御所ノ内公園北側
	1-7	福岡市東区馬出一丁目12番27号	馬出小学校裏門横
	1-8	福岡市東区馬出六丁目8番	米田公園フェンス
2　馬出第二	2-1	福岡市東区馬出三丁目11番１号	福岡中学校正門横
	2-2	福岡市東区馬出三丁目１番１号	九大医学部北側グランドフェンス
	2-3	福岡市東区馬出二丁目６番４号	市営馬出住宅４棟フェンス
	2-4	福岡市東区馬出二丁目６番	市営馬出住宅駐車場前
	2-5	福岡市東区馬出三丁目11番	馬出緑地フェンス
	2-6	福岡市東区馬出四丁目８番	馬出緑地入口横
	2-7	福岡市東区東浜一丁目10番	ＩＳＵＺＵ西側ブロック塀
3　箱崎第一	3-1	福岡市東区箱崎二丁目２番45号	箱崎小学校正門横
	3-2	福岡市東区箱崎二丁目２番45号	箱崎小学校裏門横
	3-3	福岡市東区箱崎一丁目45番	市営地下鉄箱崎宮前駐輪場フェンス
	3-4	福岡市東区箱崎一丁目18番１号	福岡県粕屋総合庁舎駐車場北側
	3-5	福岡市東区箱崎二丁目10番19号	福寿会館前フェンス
	3-6	福岡市東区箱崎二丁目２番45号	箱崎小学校西南側
	3-7	福岡市東区箱崎一丁目15番	歩道フェンス
	3-8	福岡市東区箱崎一丁目27番17号	箱崎公民館前
4　箱崎第二	4-1	福岡市東区箱崎二丁目32番	網屋町換気所
	4-2	福岡市東区箱崎二丁目54番27号	東区役所別館前
	4-3	福岡市東区箱崎三丁目35番	箱崎九大前駅駐輪場フェンス
	4-4	福岡市東区箱崎五丁目４番	箱崎５丁目市街地住宅入口フェンス
	4-5	福岡市東区箱崎三丁目36番	箱崎３丁目公団住宅北側フェンス沿い
	4-6	福岡市東区箱崎四丁目42番	旧ＪＲ臨港線踏切横フェンス
	4-7	福岡市東区箱崎二丁目38番	箱崎１号公園東側フェンス
	4-8	福岡市東区箱崎二丁目54番１号	東区役所前
5　箱崎第三	5-1	福岡市東区箱崎七丁目10番58号	高須磨町バス停裏フェンス
	5-2	福岡市東区貝塚団地９番	貝塚団地入口横
	5-3	福岡市東区箱崎五丁目11番20号	東箱崎小学校東門左側
	5-4	福岡市東区箱崎七丁目20番	県営高須磨団地入口横
	5-5	福岡市東区箱崎七丁目15番	東箱崎公民館向側フェンス
	5-6	福岡市東区貝塚団地５番１号	貝塚幼稚園フェンス
	5-7	福岡市東区箱崎七丁目１番	貝塚駅バス停横
	5-8	福岡市東区箱崎七丁目20番	県営高須磨団地６棟前フェンス

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
6　宮松第一	6-1	福岡市東区郷口町16番１号	宮松小学校裏門横
	6-2	福岡市東区社領二丁目14番	Ｆｕｋｕｙａ　Ｆｏｏｄｓ　Ｆａｃｔｏｒｙ　東側
	6-3	福岡市東区二又瀬７番	二又瀬公園北側
	6-4	福岡市東区宮松二丁目15番	宮松南公園東側
	6-5	福岡市東区宮松二丁目５番近く	にしてつストア駐車場の向い宇美川沿いフェンス
	6-6	福岡市東区郷口町16番１号	宮松小学校正門横
	6-7	福岡市東区宮松一丁目５番11号	宮松東公園南側入り口横
	6-8	福岡市東区社領一丁目６番	九州倉庫㈱前ガードレール
7　宮松第二	7-1	福岡市東区箱崎三丁目２番	箱崎３号緑地
	7-2	福岡市東区宮松三丁目19番10号	福岡市営宮松第１住宅駐輪場前緑地
	7-3	福岡市東区宮松二丁目23番	宮松北公園東側
	7-4	福岡市東区箱崎六丁目５番13号	米一丸会館前
	7-5	福岡市東区宮松三丁目19番	ニュー宮松住宅前
	7-6	福岡市東区宮松三丁目３番	宮松緑地内
	7-7	福岡市東区宮松四丁目４番５号	宮松団地５棟入口
	7-8	福岡市東区箱崎七丁目１番	貝塚駅立体歩道橋横フェンス
8　宮松第三	8-1	福岡市東区原田二丁目15番	原田３号公園入口寄りフェンス
	8-2	福岡市東区原田二丁目22番32号	原田会館西側
	8-3	福岡市東区原田二丁目16番	小森ガレージフェンス
	8-4	福岡市東区原田二丁目８番25号	宮松会館前
	8-5	福岡市東区原田二丁目２番	原田西公園前フェンス
	8-6	福岡市東区原田一丁目30番43号	原田ポンプ場前
	8-7	福岡市東区原田一丁目22番36号	株式会社宇治福産業横フェンス
	8-8	福岡市東区原田二丁目23番	エメラルドマンション第２箱崎前
9　松島第一	9-1	福岡市東区松島一丁目39番１号	松島小学校通用門横フェンス
	9-2	福岡市東区松島三丁目15番２号	障がい者フレンドホーム前フェンス
	9-3	福岡市東区松島一丁目39番１号	松島小学校裏門横
	9-4	福岡市東区松島一丁目37番	松島公園フェンス
	9-5	福岡市東区松島一丁目18番	倉庫前フェンス
	9-6	福岡市東区松島二丁目１番	休也橋横ガードレール
	9-7	福岡市東区松島一丁目14番	毛利内装㈱向側フェンス
	9-8	福岡市東区松島一丁目22番	住宅前歩道フェンス
10　松島第二	10-1	福岡市東区原田四丁目11番	登り新開公園向側フェンス
	10-2	福岡市東区原田四丁目16番	箱崎２号公園フェンス
	10-3	福岡市東区原田四丁目33番	箱崎公園グラウンド原田東町交差点角
	10-4	福岡市東区松田二丁目３番１号	箱崎清松中学校正門横ガードレール
	10-5	福岡市東区松田三丁目９番13号	松田１号公園フェンス
	10-6	福岡市東区松田三丁目11番	松田東公園フェンス
	10-7	福岡市東区松田三丁目17番	松田５号公園フェンス
	10-8	福岡市東区原田四丁目37番	箱崎公園・原田東町バス停横フェンス

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
11　名島第一	11-1	福岡市東区名島五丁目５番１号	名島小学校東門横
	11-2	福岡市東区名島五丁目５番１号	名島小学校西門横
	11-3	福岡市東区松崎二丁目11番	市営松崎浜住宅２棟横フェンス
	11-4	福岡市東区松崎三丁目15番	松崎第一ポンプ場フェンス
	11-5	福岡市東区松崎三丁目６番	松崎郵便局西側フェンス
	11-6	福岡市東区松崎二丁目25番	セブンイレブン駐車場前
	11-7	福岡市東区松崎四丁目21番	松崎台公園入口横フェンス
	11-8	福岡市東区名島五丁目19番	名島公園入口横
12　名島第二	12-1	福岡市東区名島二丁目43番73号	東市民プール臨時駐車場前フェンス
	12-2	福岡市東区名島二丁目42番１号	名島公民館横フェンス
	12-3	福岡市東区名島二丁目31番33号	フォルクス名島店西側
	12-4	福岡市東区名島二丁目29番	九州電力資材センター側南ブロック塀
	12-5	福岡市東区名島三丁目43番	名島運動公園北側フェンス
	12-6	福岡市東区名島一丁目22番	名島西公園北側
	12-7	福岡市東区名島二丁目43番	名島運動公園南側ゲートボール場前
13　千早	13-1	福岡市東区千早三丁目13番１号	千早小学校正門横
	13-2	福岡市東区千早三丁目12番１号	香椎第一中学校西側通用門フェンス
	13-3	福岡市東区千早五丁目７番	千早北公園フェンス
	13-4	福岡市東区千早六丁目２番15号	香椎住宅15号棟東側フェンス
	13-5	福岡市東区千早五丁目19番１号	香椎参道駐車場西側フェンス
	13-6	福岡市東区千早五丁目３番	千早中公園東側
	13-7	福岡市東区千早四丁目	千早駅西口ロータリー前歩道防護柵
	13-8	福岡市東区千早四丁目２番	千早南公園南側フェンス
	13-9	福岡市東区千早四丁目12番	千早中央公園南側入口
14　千早西	14-1	福岡市東区千早三丁目３番３号	千早西公民館前
	14-2	福岡市東区千早二丁目22番	千早公園南側フェンス
	14-3	福岡市東区千早二丁目45番	市営千早北住宅１棟南側
	14-4	福岡市東区千早二丁目26番45号	マックスバリュー千早店前
	14-5	福岡市東区千早一丁目９番４号	千早住宅４棟内公園横緑地
	14-6	福岡市東区千早二丁目30番１号	千早病院駐車場西側
	14-7	福岡市東区千早一丁目９番	城浜団地口バス停横ブロック塀
	14-8	福岡市東区香椎浜一丁目４番１号	千早西小学校正門横
15　香陵	15-1	福岡市東区香椎浜四丁目３番２号	香陵小学校裏門横
	15-2	福岡市東区香椎浜一丁目２番３号	市営香椎浜住宅２－３棟西側フェンス
	15-3	福岡市東区香椎浜一丁目９番	香椎浜ハイツ駐車場北側
	15-4	福岡市東区香椎浜一丁目８番	香椎浜団地8-2棟入口北側
	15-5	福岡市東区香椎浜四丁目３番２号	香陵小学校グラウンドネット裏
	15-6	福岡市東区香椎浜四丁目７番	ネクサス香椎入口東側
	15-7	福岡市東区香椎浜四丁目６番	西鉄香椎浜車庫北側フェンス

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
16　香椎浜	16-1	福岡市東区香椎浜二丁目２番２号	香椎浜小学校正門横
	16-2	福岡市東区香椎浜二丁目５番	香椎浜三丁目バス停横
	16-3	福岡市東区香椎浜二丁目２番１号	城香中学校正門横
	16-4	福岡市東区香椎浜二丁目２番	香椎浜西交差点付近フェンス
	16-5	福岡市東区香椎浜二丁目３番	香椎浜有料駐車場出入口横
	16-6	福岡市東区香椎浜二丁目１番	香椎浜二丁目バス停横
	16-7	福岡市東区香椎浜三丁目３番	香椎浜北公園南側
	16-8	福岡市東区香椎浜三丁目１番	片男佐橋交差点北側
17　城浜	17-1	福岡市東区城浜団地１番	城浜団地１棟前公園西側フェンス
	17-2	福岡市東区城浜団地19番	城浜団地１９棟東側フェンス
	17-3	福岡市東区城浜団地31番１号	城浜小学校裏門横
	17-4	福岡市東区城浜団地33番	城浜団地３３棟西側フェンス
	17-5	福岡市東区城浜団地80番	城浜団地８０棟東側フェンス
	17-6	福岡市東区城浜団地63番	城浜団地６３棟西側フェンス
	17-7	福岡市東区城浜団地31番１号	城浜小学校正門横
18　舞松原第一	18-1	福岡市東区舞松原四丁目４番	舞松原団地集会所南側フェンス
	18-2	福岡市東区舞松原三丁目15番	香椎ヶ丘１号公園西側
	18-3	福岡市東区舞松原四丁目１番	県公社松崎団地１０００棟南側石積み
	18-4	福岡市東区舞松原四丁目８番	県公社舞松原団地６００棟北側公園前フェンス
	18-5	福岡市東区舞松原三丁目９番	香椎ヶ丘３号公園入口横
	18-6	福岡市東区舞松原五丁目19番１号	舞松原小学校正門右横
	18-7	福岡市東区舞松原四丁目１番	県公社松崎団地５０００棟東側フェンス
19　舞松原第二	19-1	福岡市東区水谷一丁目８番	松原公園南側
	19-2	福岡市東区水谷一丁目18番１号	多々良中学校正門左横フェンス
	19-3	福岡市東区水谷一丁目18番１号	多々良中学校裏門左横フェンス
	19-4	福岡市東区水谷一丁目24番3号	合同宿舎水谷住宅横フェンス
	19-5	福岡市東区水谷二丁目29番	香椎台南公園付近フェンス
	19-6	福岡市東区水谷一丁目10番	松崎中央公園北側入口横
	19-7	福岡市東区水谷二丁目12番	水谷公園南側フェンス
20　若宮第一	20-1	福岡市東区若宮三丁目27番１号	若宮公民館前
	20-2	福岡市東区若宮二丁目21番	市営若宮住宅３棟西側
	20-3	福岡市東区若宮四丁目５番	松崎東公園北東側
	20-4	福岡市東区若宮三丁目12番１号	若宮小学校正門横フェンス
	20-5	福岡市東区舞松原一丁目４番	平駐車場西側ガードレール
	20-6	福岡市東区若宮三丁目５番	大浦公園南西側
	20-7	福岡市東区舞松原一丁目３番	多々良東公園東側
	20-8	福岡市東区若宮四丁目14番	若宮３号公園前

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
21　若宮第二	21-1	福岡市東区若宮五丁目24番	市営松崎住宅２棟入口横
	21-2	福岡市東区水谷一丁目４番	多々良住宅６号棟北側
	21-3	福岡市東区若宮五丁目21番３号	市営松崎住宅３棟前
	21-4	福岡市東区若宮五丁目３番53号	福岡矯正管区入口東側
	21-5	福岡市東区若宮五丁目13番	若宮２号公園南側
	21-6	福岡市東区若宮五丁目18番	アークソピア香椎南の南東側水路上の道路
	21-7	福岡市東区水谷一丁目１番30号	松崎住宅駐車場南東側ガードレール
22　香椎第一	22-1	福岡市東区香椎駅前三丁目２番１号	香椎小学校正門前
	22-2	福岡市東区香椎駅前三丁目24番	よろい坂団地２棟前
	22-3	福岡市東区御島崎二丁目20番	御島崎１号公園
	22-4	福岡市東区香椎駅前三丁目28番20号	よろい坂集会所前
	22-5	福岡市東区御島崎一丁目13番	若葉団地13棟東側
	22-6	福岡市東区香椎駅東二丁目22番	九州高校グラウンド横JR側フェンス
	22-7	福岡市東区御島崎一丁目26番	御島崎公園北側フェンス
	22-8	福岡市東区御島崎一丁目40番	アーベイン香椎若葉前フェンス
23　香椎第二	23-1	福岡市東区香椎駅前一丁目11番	ＪＲ香椎駅前ガードレール
	23-2	福岡市東区香椎駅前一丁目4番26号	工事資材置き場ガードレール
	23-3	福岡市東区香椎駅前２丁目12番	みゆき橋西側フェンス
	23-4	福岡市東区香椎駅前一丁目25番	鎧塚歩道橋横ガードレール
	23-5	福岡市東区香椎駅前一丁目11番	香椎駅南側フェンス
	23-6	福岡市東区香椎駅前二丁目１７番19号	香椎公民館横
	23-7	福岡市東区香椎駅前二丁目３番	新浜男橋横ガードレール
	23-8	福岡市東区香椎駅前一丁目13番８号	香椎駅前東公園前フェンス
24　香椎下原第一	24-1	福岡市東区香椎駅東三丁目32番	香椎第三中学校横ガードレール
	24-2	福岡市東区香椎駅東四丁目８番	八尻西公園東側
	24-3	福岡市東区香椎駅東四丁目24番	八尻中公園南側フェンス
	24-4	福岡市東区香椎駅東四丁目19番	八尻南公園東側
	24-5	福岡市東区香椎駅東三丁目９番	香椎駅東２号公園
	24-6	福岡市東区香椎駅東三丁目31番	坂堤南東側フェンス
	24-7	福岡市東区香椎駅東三丁目26番	香椎駅東１号公園北側
25　香椎下原第二	25-1	福岡市東区下原一丁目４番２号	香椎下原公民館前フェンス
	25-2	福岡市東区下原一丁目４番１号	香椎下原小学校裏門横
	25-3	福岡市東区香椎駅東四丁目46番１号	エトウビル前
	25-4	福岡市東区下原二丁目５番	八尻北公園入口付近植込み
	25-5	福岡市東区下原四丁目２番１号	BRANCH福岡下原搬入出口横フェンス
	25-6	福岡市東区下原五丁目73番	下原西公園前
	25-7	福岡市東区下原三丁目22番	下原公園前
	25-8	福岡市東区松香台一丁目10番	松葉谷公園前

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
26　香椎東第一	26-1	福岡市東区香椎一丁目23番	ライオンズマンション香椎参道第２前
	26-2	福岡市東区香椎二丁目５番	シャトー楠南側道路
	26-3	福岡市東区香椎四丁目13番18号	住宅敷地前
	26-4	福岡市東区香椎四丁目16番	香椎宮入口横
	26-5	福岡市東区香椎二丁目16番	香椎芹田公園入口横
	26-6	福岡市東区香椎五丁目21番５号	住宅敷地前ガードレール
	26-7	福岡市東区香椎四丁目17番	サニータウン入口交差点横
	26-8	福岡市東区香椎四丁目２番25号	住宅敷地前ガードレール
27　香椎東第二	27-1	福岡市東区香椎台一丁目９番１号	香椎東小学校正門横
	27-2	福岡市東区香椎台一丁目１番	調整池南側フェンス
	27-3	福岡市東区香椎台三丁目24番	香椎１号公園入口横
	27-4	福岡市東区香椎六丁目13番	香椎６号公園入口横
	27-5	福岡市東区香椎台五丁目10番	香椎台おいの山公園北側フェンス
	27-6	福岡市東区香椎五丁目36番21号	住宅敷地前ガードレール
	27-7	福岡市東区香椎台二丁目12番	香椎３号公園西側フェンス
	27-8	福岡市東区香椎六丁目40番	蔵谷公園入口横
28　香住ケ丘第一	28-1	福岡市東区香住ケ丘三丁目10番１号	香住丘小学校裏門横
	28-2	福岡市東区香住ケ丘三丁目10番１号	香住丘小学校正門横
	28-3	福岡市東区唐原五丁目７番	市営丸尾団地８棟南側フェンス
	28-4	福岡市東区唐原三丁目８番	外輪先公園西側
	28-5	福岡市東区香住ケ丘二丁目46番	向の山公園入口横
	28-6	福岡市東区唐原一丁目20番	香住丘児童広場南側ガードレール
	28-7	福岡市東区唐原五丁目４番	唐原東市営住宅３棟西側フェンス
	28-8	福岡市東区香住ケ丘二丁目27番	琵琶橋公園前
29　香住ケ丘第二	29-1	福岡市東区香住ケ丘一丁目27番１号	香住丘公民館前
	29-2	福岡市東区香住ケ丘六丁目６番	大石ヶ浦公園南側
	29-3	福岡市東区香住ケ丘四丁目30番	香住ケ丘公園向い側西鉄貝塚線フェンス
	29-4	福岡市東区唐原二丁目22番７号	唐原市営住宅７号棟東側
	29-5	福岡市東区香住ケ丘五丁目６番	香住ケ丘西公園前フェンス
	29-6	福岡市東区香住ケ丘四丁目14番１号	福岡県職員住宅香住丘団地２棟前
	29-7	福岡市東区唐原二丁目13番	新開公園
	29-8	福岡市東区香住ケ丘四丁目36番	香住ケ丘4丁目1区町内会掲示板西側
30　和白第一	30-1	福岡市東区和白三丁目28番31号	和白公民館前
	30-2	福岡市東区和白三丁目20番	光和保育園前ガードフェンス
	30-3	福岡市東区和白三丁目７番	和白公園前
	30-4	福岡市東区和白三丁目２番２号	梅ヶ崎ハイツ１棟前
	30-5	福岡市東区和白四丁目１番38号	住宅敷地向側西鉄貝塚線フェンス
	30-6	福岡市東区和白四丁目20番19号	住宅敷地向側西鉄貝塚線フェンス
	30-7	福岡市東区和白二丁目４番	住宅敷地横歩道フェンス
	30-8	福岡市東区和白三丁目９番	和白駅前自転車駐車場フェンス

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
31　和白第二	31-1	福岡市東区塩浜一丁目25番５号	住宅敷地南側水路ガードレール
	31-2	福岡市東区塩浜一丁目６番１号	和白小学校東側フェンス
	31-3	福岡市東区和白五丁目３番	コスモ和白正面左側柵
	31-4	福岡市東区和白五丁目５番	和白２号公園前フェンス
	31-5	福岡市東区和白六丁目５番	和白新町公園北側
	31-6	福岡市東区塩浜一丁目２番	塩浜市営住宅集会所北側フェンス
	31-7	福岡市東区塩浜一丁目10番	塩浜公園南側フェンス
	31-8	福岡市東区和白五丁目６番	和白１号公園前ガードレール
32　三苫	32-1	福岡市東区三苫一丁目16番	エルディム５－２向側ガードレール
	32-2	福岡市東区三苫七丁目２番１号	三苫小学校南門横
	32-3	福岡市東区三苫一丁目10番１号	和白中学校校舎南側フェンス
	32-4	福岡市東区三苫四丁目７番	にしてつストア西側フェンス
	32-5	福岡市東区三苫七丁目２番１号	三苫小学校正門横
	32-6	福岡市東区三苫三丁目３番41号	三苫公民館前
	32-7	福岡市東区三苫二丁目28番	長雲荘正門左側フェンス
	32-8	福岡市東区三苫一丁目10番１号	和白中学校運動場西側フェンス
33　奈多第一	33-1	福岡市東区奈多団地40番１号	奈多小学校正門横
	33-2	福岡市東区奈多団地　６番	奈多団地６棟東側
	33-3	福岡市東区雁の巣一丁目17番	奈多松原台東公園
	33-4	福岡市東区雁の巣一丁目８番	奈多創正園向い
	33-5	福岡市東区雁の巣一丁目４番８号	住宅敷地前
	33-6	福岡市東区雁の巣二丁目10番	航空局雁の巣宿舎１０４棟前
	33-7	福岡市東区雁の巣二丁目35番１号	舩越酒店前
	33-8	福岡市東区奈多団地28番１号	奈多団地28棟北側
34　奈多第二	34-1	福岡市東区奈多二丁目14番１号	奈多公民館横
	34-2	福岡市東区奈多団地　１番11-28	奈多団地１棟前フェンス　踏切前
	34-3	福岡市東区奈多二丁目１番４号	住宅敷地前
	34-4	福岡市東区奈多一丁目９番	塩浜２号公園フェンス
	34-5	福岡市東区奈多二丁目31番	奈多西方共同墓地前
	34-6	福岡市東区奈多一丁目12番	奈多１号公園フェンス
	34-7	福岡市東区奈多三丁目１番22号	ドラックセイムス横
35　美和台第一	35-1	福岡市東区美和台二丁目25番１号	美和台小学校正門横
	35-2	福岡市東区美和台二丁目23番	美和台中央公園北側
	35-3	福岡市東区美和台六丁目29番	美和台１号公園東側ガードレール
	35-4	福岡市東区美和台五丁目20番	美和台北公園南側ガードレール
	35-5	福岡市東区美和台三丁目６番	三苫駅自転車駐輪場フェンス
	35-6	福岡市東区美和台三丁目28番	美和台三丁目集会所横
	35-7	福岡市東区美和台二丁目25番１号	美和台小学校南側擁壁
	35-8	福岡市東区美和台新町11番	美和台新町東公園前

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
36　美和台第二	36-1	福岡市東区和白丘三丁目13番１号	和白丘中学校正門横
	36-2	福岡市東区美和台一丁目44番	美和台２号公園前
	36-3	福岡市東区和白丘四丁目１番	和白丘ハイツ前ロータリー
	36-4	福岡市東区和白丘一丁目６番	和白丘市営住宅入口横
	36-5	福岡市東区和白丘三丁目２番12号	住宅敷地ブロック塀前
	36-6	福岡市東区和白丘三丁目６番	下和白集会所入口
	36-7	福岡市東区和白丘四丁目３番	メゾン和白丘前フェンス
	36-8	福岡市東区和白丘三丁目26番	飛山公園前
37　和白東第一	37-1	福岡市東区高美台二丁目８番１号	和白東小学校正門横
	37-2	福岡市東区高美台二丁目24番１号	大神神社前バス停横
	37-3	福岡市東区高美台二丁目５番	高美台二丁目高美池横ガードレール
	37-4	福岡市東区高美台一丁目28番	高美台東公園北側
	37-5	福岡市東区高美台四丁目42番	上和白中央公園前柵
	37-6	福岡市東区和白東五丁目９番	和白丸ノ内公園東側
	37-7	福岡市東区和白東五丁目５番62号	和白東五丁目FITサイドビル横ガードレール
	37-8	福岡市東区高美台四丁目６番	大蔵池北公園フェンス
38　和白東第二	38-1	福岡市東区高美台二丁目１番８号	和白東公民館前
	38-2	福岡市東区高美台二丁目50番	市営高美ケ丘団地１１棟前
	38-3	福岡市東区和白東一丁目20番	エメラルドタウン和白前
	38-4	福岡市東区和白東一丁目23番	和白東１丁目２丁目公民館向側
	38-5	福岡市東区和白東一丁目22番	上和白バス停横
	38-6	福岡市東区和白東三丁目26番15号	メゾン８号館向側ガードレール
	38-7	福岡市東区和白東三丁目14番	上和白公園前
	38-8	福岡市東区和白東二丁目37番９号	和白東４号公園前フェンス
39　西戸崎第一	39-1	福岡市東区西戸崎一丁目11番	西戸崎駅向い
	39-2	福岡市東区西戸崎二丁目５番	西戸崎公園西側フェンス
	39-3	福岡市東区西戸崎一丁目１番	西戸崎東公園フェンス
	39-4	福岡市東区西戸崎五丁目１番１号	西戸崎公民館横
	39-5	福岡市東区西戸崎四丁目18番32号	西戸崎保育所前フェンス
	39-6	福岡市東区西戸崎五丁目21番	西戸崎西緑地前
	39-7	福岡市東区西戸崎六丁目３番１号	西戸崎小学校南側フェンス
40　西戸崎第二	40-1	福岡市東区大岳三丁目10番	大岳バス停前フェンス
	40-2	福岡市東区大岳四丁目２番61号	福岡マリーナ前フェンス
	40-3	福岡市東区大岳三丁目18番４号	大岳集会所前
	40-4	福岡市東区大岳四丁目５番１号	志賀中学校北側
	40-5	福岡市東区大岳三丁目21番	大岳市営住宅１棟前
	40-6	福岡市東区大岳三丁目３番	大岳公園内フェンス
	40-7	福岡市東区大岳二丁目６番１号	住宅敷地前

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
41　志賀第一	41-1	福岡市東区大字志賀島877番地	志賀海神社石段横
	41-2	福岡市東区大字志賀島736番地１	志賀島郵便局横フェンス
	41-3	福岡市東区大字志賀島736番地60	志賀公民館西側
	41-4	福岡市東区大字志賀島411番地20地先	金印海道ガードレール
	41-5	福岡市東区志賀島1524番地40	志賀島１号公園南側フェンス
	41-6	福岡市東区大字志賀島1566番地１	志賀島小学校東側道路フェンス
42　志賀第二	42-1	福岡市東区大字勝馬1587番地２	勝馬公民館前
	42-2	福岡市東区大字勝馬640番地	勝馬防火水槽前
	42-3	福岡市東区大字勝馬353番地	住宅敷地南側ガードレール
	42-4	福岡市東区大字勝馬265番地１	住宅敷地前ガードレール
	42-5	福岡市東区大字勝馬1803番地１	志賀島国民休暇村前ガードレール
43　志賀第三	43-1	福岡市東区大字弘1287番地９	水産物荷捌施設付近道路フェンス
	43-2	福岡市東区大字弘2471番地	弘自然休養村管理センター前
	43-3	福岡市東区大字弘1285番地１	福岡市漁業協同組合弘支所横
	43-4	福岡市東区大字弘2438番地13	住宅敷地南側
	43-5	福岡市東区大字弘2408番地	松田活魚前公園
44　照葉第一	44-1	福岡市東区香椎照葉一丁目１番	アイランドシティ外周緑地南側
	44-2	福岡市東区香椎照葉一丁目２番	照葉の森公園入口横
	44-3	福岡市東区香椎照葉二丁目２番	照葉小中学校南門横
	44-4	福岡市東区香椎照葉二丁目３番	香椎照葉東公園西側
	44-5	福岡市東区香椎照葉一丁目４番	タイムズアイランドシティ駐車場前ガードレール
	44-6	福岡市東区香椎照葉二丁目24番	香椎照葉中公園看板横
	44-7	福岡市東区香椎照葉二丁目２番	照葉小・中学校北東フェンス
45　照葉第二	45-1	福岡市東区香椎照葉四丁目１番	アイランドシティ中央公園南側入口横
	45-2	福岡市東区香椎照葉四丁目１番	アイランドシティ中央公園東側駐車場入口横
	45-3	福岡市東区香椎照葉三丁目１番	アイランドシティ中央公園南側歩道橋下
	45-4	福岡市東区香椎照葉四丁目１番	アイランドシティ中央公園北側入口横
	45-5	福岡市東区香椎照葉五丁目２番23号	アイランドシティポンプ場西側フェンス
	45-6	福岡市東区香椎照葉六丁目１番	福岡市総合体育館南側
	45-7	福岡市東区香椎照葉七丁目５番	照葉北小学校南西の花壇
	45-8	福岡市東区香椎照葉七丁目３番	香椎照葉北公園西側花壇

投票区	番号	住所（福岡市から）	詳細
46　多々良第一	46-1	福岡市東区多の津五丁目49番	津屋本町バス停南側フェンス
	46-2	福岡市東区多の津一丁目15番	多の津公園西側
	46-3	福岡市東区多々良一丁目39番	西鉄多々良バス停横
	46-4	福岡市東区多々良一丁目56番１号	多々良小学校正門横
	46-5	福岡市東区多の津四丁目３番	卸会館前バス停横
	46-6	福岡市東区土井三丁目21番29号	JAパーキング前フェンス
	46-7	福岡市東区土井三丁目１番	土井南公園南側フェンス
	46-8	福岡市東区土井四丁目26番	県道猪野土井線沿いトシケ浦池ガードレール
47　多々良第二	47-1	福岡市東区蒲田二丁目30番35号	蒲田会館前フェンス
	47-2	福岡市東区名子二丁目15番	名子バス停横フェンス
	47-3	福岡市東区蒲田二丁目13番	蒲田公園北側フェンス
	47-4	福岡市東区名子三丁目４番	名子１号公園外側フェンス
	47-5	福岡市東区蒲田三丁目１番34号	住宅敷地前
	47-6	福岡市東区蒲田一丁目14番	蒲田市営住宅２棟横フェンス
	47-7	福岡市東区名子一丁目２番８号	名子会館前フェンス
48　八田	48-1	福岡市東区八田二丁目15番	八田公民館正面フェンス
	48-2	福岡市東区八田四丁目４番	八田第二市営住宅７４００棟横
	48-3	福岡市東区八田四丁目４番	八田第二市営住宅７７００棟横
	48-4	福岡市東区八田二丁目26番１号	八田第一市営住宅４棟横
	48-5	福岡市東区八田一丁目５番18号	東部農業協同組合多々良支店南側
	48-6	福岡市東区八田一丁目４番66号	たたらリハビリテーション病院前
	48-7	福岡市東区八田二丁目15番１号	八田小学校正門横
	48-8	福岡市東区若宮一丁目14番	親王公園北側
49　青葉第一	49-1	福岡市東区青葉七丁目25番	土井団地中公園東側
	49-2	福岡市東区青葉三丁目15番	青葉台南公園北側
	49-3	福岡市東区青葉一丁目38番50号	八田集会所前
	49-4	福岡市東区青葉三丁目９番１号	青葉小学校正門横フェンス
	49-5	福岡市東区青葉三丁目11番	住宅敷地横フェンス
	49-6	福岡市東区青葉一丁目１番	青葉岩田公園向い側フェンス
	49-7	福岡市東区青葉二丁目14番	調整池北側フェンス
	49-8	福岡市東区青葉三丁目45番	青葉台東公園北東側フェンス
50　青葉第二	50-1	福岡市東区青葉五丁目20番23号	青葉ハーモニーホール前ガードレール
	50-2	福岡市東区青葉六丁目23番	土井団地東公園南側
	50-3	福岡市東区青葉五丁目６番	青葉緑地南側フェンス
	50-4	福岡市東区青葉六丁目８番	三留池公園東側フェンス
	50-5	福岡市東区みどりが丘一丁目19番	みどりが丘１号公園北側フェンス
	50-6	福岡市東区みどりが丘二丁目１番	みどりが丘中公園南側フェンス
	50-7	福岡市東区みどりが丘三丁目32番	みどりが丘東公園北側フェンス

議案第 63 号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　森　　英　鷹

<table>
<tr><th colspan="2">期 日 前 投 票 所</th><th>設　置　期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2">福岡市東区箱崎二丁目54番１号
福岡市東区役所別館３階301会議室</td><td>令和８年11月２日から
令和８年11月14日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">福岡市東区千早四丁目21番45号
なみきスクエア１階交流ロビー</td><td>令和８年11月７日から
令和８年11月14日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">福岡市東区香椎浜三丁目12番１号
イオンモール香椎浜２階イオンホール</td><td>令和８年11月７日から
令和８年11月14日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">福岡市東区下原四丁目２番１号
ＢＲＡＮＣＨ福岡下原２階まちスポ福岡東</td><td>令和８年11月７日から
令和８年11月14日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">福岡市中央区天神二丁目２番43号
ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ</td><td>令和８年11月７日から
令和８年11月14日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動期日前第一投票所（バス車両）</td><td>令和８年11月９日から
令和８年11月13日まで</td></tr>
<tr><td></td><td>福岡市東区大字志賀島736番地24
福岡市漁業協同組合志賀島支所</td><td>令和８年11月９日</td></tr>
<tr><td></td><td>福岡市東区西戸崎一丁目２番36号
ＪＲ西戸崎駅前駐車場</td><td>令和８年11月10日</td></tr>
<tr><td></td><td>福岡市東区奈多一丁目12番６号
サニー奈多店</td><td>令和８年11月11日</td></tr>
<tr><td></td><td>福岡市東区三苫四丁目７番26号
ウエルシアプラス福岡三苫店</td><td>令和８年11月12日</td></tr>
<tr><td></td><td>福岡市東区青葉七丁目61番１号
イーストコート青葉</td><td>令和８年11月13日</td></tr>
</table>

移動期日前第二投票所（バス車両）		令和８年11月12日及び 令和８年11月13日
	福岡市東区和白丘二丁目１番12号 令和健康科学大学体育館付近	令和８年11月12日
	福岡市東区松香台二丁目３番１号 九州産業大学中央会館付近	令和８年11月13日

（根拠）

・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第39条の規定による

・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第41条の規定による。

公職選挙法

第三十九条(投票所)

　投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条(投票所の告示)

　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くなくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

６　第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（省略）、市役所
第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（省略）

議案第 64 号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻
なみきスクエア１階交流ロビー　午前10時

２　開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
イオンモール香椎浜２階イオンホール	午前10時	午後７時
ＢＲＡＮＣＨ福岡下原２階まちスポ福岡東	午前10時	午後７時
ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ	午前10時	午後７時
移動期日前第一投票所（バス車両）		
福岡市漁業協同組合志賀島支所	午前11時	午後５時
ＪＲ西戸崎駅前駐車場	午前11時	午後５時
サニー奈多店	午前11時	午後５時
ウェルシアプラス福岡三苫店	午前11時	午後５時
イーストコート青葉	午前11時	午後５時
移動期日前第二投票所（バス車両）		
令和健康科学大学体育館付近	午前11時	午後５時
九州産業大学中央会館付近	午前11時	午後５時

３　変更理由

なみきスクエア１階交流ロビー、イオンモール香椎浜２階イオンホール、ＢＲＡＮＣＨ福岡下原２階まちスポ福岡東、ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ及び移動期日前投票所については、増設設置するものであり、東区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの。

（根拠）

・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第１項の規定による。

・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第２項の規定による。

第四十条（投票所の開閉時間）

投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

一　当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合　期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二　当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。）　期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

２　市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

※読替規定

第四八条の二（期日前投票）

６　第三十九条から第四十一条まで（略）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

議案第 65 号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）
・議決　公職選挙法第37条第２項及び同法施行令第24条第１項の規定による。
・告示　公職選挙法施行令第49条の７による読替後の第25条の規定による。

公職選挙法
第三十七条（投票管理者）
各選挙ごとに、投票管理者を置く。
２　投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令
第二十四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)
市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)
市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第四十九条の七(期日前投票における関係規定の適用の特例)

（省略）第二十五条中「氏名」とあるのは「氏名並びにその者が職務を行うべき日」（中略）とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

議案第 66 号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

別紙のとおり

（根拠）
・議決　　公職選挙法第39条の規定による。
・告示　　公職選挙法第41条第１項の規定による。

公職選挙法
第三十九条(投票所)
　投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
第四十一条(投票所の告示)
　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

東区　投票所一覧

投票区		投票所	所在地
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館	東区馬出一丁目12番27号
2	馬出第二	福岡中学校講堂兼体育館	東区馬出三丁目11番１号
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館	東区箱崎二丁目２番45号
4	箱崎第二	東区役所別館講堂	東区箱崎二丁目54番１号
5	箱崎第三	東箱崎公民館	東区箱崎七丁目16番23号
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館	東区郷口町16番１号
7	筥松第二	米一丸会館	東区箱崎六丁目５番18号
8	筥松第三	筥松会館	東区原田二丁目８番25号
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館	東区松島一丁目39番１号
10	松島第二	箱崎清松中学校講堂兼体育館１階ホール	東区松田二丁目３番１号
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館	東区名島五丁目５番１号
12	名島第二	名島公民館	東区名島二丁目42番26号
13	千早	なみきスクエア１階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館	東区香椎浜一丁目４番１号
15	香陵	香陵公民館	東区香椎浜一丁目８番７号
16	香椎浜	香椎浜公民館	東区香椎浜二丁目４番31号
17	城浜	城浜公民館	東区城浜団地32番２号
18	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館	東区舞松原五丁目19番１号
19	舞松原第二	多々良中学校武道場	東区水谷一丁目18番１号
20	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館	東区若宮三丁目12番１号
21	若宮第二	九州矯正管区体育館	東区若宮五丁目３番53号
22	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館	東区香椎駅前三丁目２番１号
23	香椎第二	香椎公民館	東区香椎駅前二丁目17番19号
24	香椎下原第一	香椎第３中学校武道場	東区香椎駅東三丁目33番１号
25	香椎下原第二	香椎下原公民館	東区下原一丁目４番２号
26	香椎東第一	香椎会館	東区香椎四丁目13番17号
27	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館	東区香椎台一丁目９番１号
28	香住ケ丘第一	香住丘小学校講堂兼体育館	東区香住ヶ丘三丁目10番１号
29	香住ケ丘第二	香住丘公民館	東区香住ヶ丘一丁目27番１号
30	和白第一	和白公民館武道場	東区和白三丁目28番31号
31	和白第二	和白小学校講堂兼体育館	東区塩浜一丁目６番１号
32	三苫	三苫公民館	東区三苫三丁目３番41号
33	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館	東区奈多団地40番１号
34	奈多第二	奈多公民館	東区奈多二丁目14番２号
35	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館	東区美和台二丁目25番１号
36	美和台第二	和白丘中学校武道場	東区和白丘三丁目13番１号
37	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館	東区高美台二丁目８番１号
38	和白東第二	和白東公民館	東区高美台二丁目１番８号
39	西戸崎第一	西戸崎公民館	東区西戸崎五丁目１番１号
40	西戸崎第二	大岳集会所	東区大岳三丁目18番４号
41	志賀第一	志賀公民館	東区大字志賀島736番地60
42	志賀第二	勝馬公民館	東区大字勝馬1587番地２
43	志賀第三	弘集会所	東区大字弘2454番地１
44	照葉第一	照葉公民館	東区香椎照葉二丁目２番12号
45	照葉第二	照葉はばたき公民館	東区香椎照葉六丁目５番45号
46	多々良第一	多々良公民館	東区多々良一丁目56番２号
47	多々良第二	蒲田会館	東区蒲田二丁目30番35号
48	八田	八田小学校講堂兼体育館	東区八田二丁目15番１号
49	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館	東区青葉三丁目９番１号
50	青葉第二	青葉五丁目ハーモニーホール	東区青葉五丁目20番23号

議案第67号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における東区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　場所　福岡市東区箱崎２丁目52番１号
　　福岡リーセントホテル

２　日時　令和８年11月15日　午後９時15分から

（根拠）
・議決　　公職選挙法第63条の規定による。
・告示　　公職選挙法第64条の規定による。

公職選挙法
第六十三条（開票所の設置）
　開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
第六十四条（開票の場所及び日時の告示）
　市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第 68 号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　場所　福岡市東区箱崎２丁目54番１号
　　福岡市東区選挙管理委員会事務局
２　日時　令和８年11月12日　午後６時から

（根拠）
・議決及び告示　　公職選挙法第62条第６項の規定による。

公職選挙法
第六十二条（開票立会人）
　公職の候補者（　−省略−　参議院比例代表選出議員の選挙については参議院名簿届出政党）は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。
２　前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
一　公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。　　当該公職の候補者

二　候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。当該候補者届出政党

三　衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四　参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

3　同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、3 人以上開票立会人となることができない。

4　第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5　第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6　第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7　以下省略

議案第 69 号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和８年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委 員 長　　森　　英　鷹

１　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
⑴　くじはくじ棒により行う。
⑵　開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
⑶　くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
⑷　予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
⑸　予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
ア　予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
イ　くじ箱から２本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
２　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、前記１⑸に準じてくじを行う。

（根拠）
・議決　　公職選挙法第62条第２項及び第４項の規定による。

公職選挙法
第六十二条（開票立会人）
公職の候補者(　−省略−　参議院比例代表選出議員の選挙については参議院名簿届出政党)は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることは

できない。

2　前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一　公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。　　当該公職の候補者

二　候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三　衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四　参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

3　同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、3 人以上開票立会人となることができない。

4　第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5　第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。